

(総則)

第1条 受注者は、名張市暴力団排除条例（平成23年名張市条例第2号）及び名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成30年名張市告示第62号）（以下「暴排要綱」という。）に基づき本契約の履行に当たり、この特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が次のいずれかに該当すると認められるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者又はその役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいい、法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいい、個人にあっては、その者及びその者の支配人をいう。以下同じ。）が、暴力団等（暴排要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (2) 受注者又はその役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 受注者又はその役員等が、暴力団等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与する等の積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 受注者又はその役員等が暴力団等と暴排要綱別表第1に規定する密接な関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者又はその役員等が暴力団等と暴排要綱別表第1に規定する社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 受注者又はその役員等が、暴力団等であると知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 受注者又はその役員等が、暴排要綱別表第1に掲げるいずれかに該当する者と知りながらその者を下請負人又は再受託者としていたとき。
- (8) 受注者が、暴排要綱別表第1のいずれかに該当する者と知りながら、暴排要綱第2条第6号に規定する資材販売業者等から資材等を購入し、又は資材販売業者等の施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。
- (9) 受注者が、暴排要綱第5条第4項又は第6条第4項の規定による契約の解除の請求に従わなかったとき。
- (10) 受注者又は下請負人等が、暴力団等による不当介入を受けたにも関わらず、警察への通報及び捜査上必要な協力並びに発注者へ報告する義務を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められるとき。

(暴力団等による不当介入を受けた場合の措置)

第3条 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

- 2 前項の規定により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に文書により報告しなければならない。
- 3 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行わなければならない。
- 4 発注者は、暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。
  - (1) 暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察署への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、資格停止又は文書注意を行うこと。
  - (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、所轄の警察署への通報等及び発注者への報告を怠った旨の公表をすること。